

「各種事務事業の取扱い」(その4)

23 水道・ガス分科会

ページ	事務事業 コード	各種事務事業	分類	調整方針案
78	010103	水道料金	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く3年から5年を目途に統一する。
79	010104	水道の加入金	合併後に統一	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く3年から5年を目途に統一する。
80	010118	水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付	合併時に統一	長岡市の制度に統一する。なお、公営ガス対象地区(越路町)は現行どおりとする。
81	030103	ガス料金	現行どおり	現行どおりとする。
82	030114	ガスメーターの検針サイクル及びガス料金の納付	現行どおり	現行どおりとする。

印は、長岡地域任意合併協議会で協議された事務事業。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

ン

作成日 平成16年 4月20日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
23 水道・ガス	01 上水道	01 業務関係	03 水道料金

長岡市				中之島町				越路町				課題	調整方針案		
1 水道使用料				1 水道使用料				1 水道使用料							
用途・メーターの口径	基本料金	従量料金		用途・メーターの口径	基本水量	基本料金	従量料金	用途	基本料金		超過使用料金				
一般給水		水量1~10m ³	水量11m ³ 以上	一般給水			1m ³ 当り	一般用	水量	料金					
13mm	480円	1m ³ につき	1m ³ につき	13mm	10m ³ まで	1,150円	1m ³ ~200m ³	8m ³ まで	1,900円		9m ³ から30m ³ まで1m ³ につき110円、31m ³ 以上1m ³ につき90円				
20mm	990円	60円	165円	20mm	10m ³ まで	2,070円	120円	営業用							
25mm	1,570円	1m ³ につき165円		25mm	10m ³ まで	3,220円	201m ³ ~500m ³	プール1種	500m ³ まで	47,000円					
30mm	2,400円			40mm	-	8,280円	105円	プール2種	1,000m ³ まで	83,000円	基本水量超過1m ³ につき60円				
40mm	4,790円			50mm	-	12,650円	501m ³ ~5000m ³	浴場用	100m ³ まで	12,000円					
50mm	9,040円			75mm	-	28,750円	95円	工場用小口	100m ³ まで	12,000円					
75mm	24,500円			100mm	-	51,750円	5001m ³ 以上	工場用大口	500m ³ まで	59,000円	基本水量超過1m ³ につき110円				
100mm	50,700円			150mm以上	-	115,000円	90円	工場用特殊	1,000m ³ まで	117,000円	基本水量超過1m ³ につき190円				
150mm以上	管理者が別に定める額			浴場給水	-	-	35円	臨時娯楽用	8m ³ まで	1,900円	9m ³ から30m ³ まで1m ³ につき150円、31m ³ 以上1m ³ につき120円				
臨時給水	一般給水と同じ	1m ³ につき330円		見附市より給水を受けているため、見附市の料金表。 口径13mmから25mmまでは、10m ³ までは基本料金のみで、11m ³ から超過使用分として従量料金がかり、基本料金を加算される。 消費税は含まれていない。 参考：(25m ³ /月)2,950円(口径13mm)				共用柱		8m ³ まで	1,900円				
消費税は含まれていない。 参考：(25m ³ /月)3,555円(口径13mm)								2 メーター使用料				水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。 消費税は含まれていない。 参考：(25m ³ /月)3,830円(口径13mm)			
口径13mmから25mmまでは、10m ³ までは基本料金のみで、11m ³ から超過使用分として従量料金がかり、基本料金を加算される。 消費税は含まれていない。 参考：(25m ³ /月)2,950円(口径13mm)								口径				料金			
								13mm				60円			
								20mm				100円			
								25mm				120円			
								30mm				200円			
								40mm				300円			
								50mm				1,000円			
								75mm				1,500円			
								100mm				2,200円			
三島町				山古志村				小国町				課題	調整方針案		
1 水道使用料				1 簡易水道使用料				1 水道使用料							
用途	基本料金		超過料金	用途	基本使用料		超過料金	用途	基本料金		超過使用料金				
一般用	水量	料金	1m ³ につ	一般用	水量	使用料	1m ³ につ	一般用	水量	料金	9~50m ³	51~100m ³	101m ³ 以上		
10m ³ まで	1,800円	180円		10m ³ まで	2,000円	200円		8m ³ まで	1,900円		140円	120円	100円		
営業用	10m ³ まで	1,800円	180円	営業用	10m ³ まで	2,000円	200円	営業用			160円	140円	110円		
浴場営業用	10m ³ まで	15,000円	100円	官公用	10m ³ まで	2,000円	200円	官公・学校用			190円	190円	130円		
娯楽用	10m ³ まで	3,000円	300円	プール	500m ³ まで	35,000円	100円	プール1種	400m ³ まで	50,000円	401m ³ 以上、1m ³ につき	100円			
臨時用	10m ³ まで	3,000円	300円	集会所	10m ³ まで	2,000円	200円	プール2種	800m ³ まで	90,000円	801m ³ 以上、1m ³ につき	90円			
共用給水装置	10m ³ まで	1,800円	180円	その他	10m ³ まで	2,000円	200円	工場用小口	80m ³ まで	15,000円	81m ³ 以上、1m ³ につき	120円			
2 メーター使用料(臨時給水時のみ)				2 メーター使用料				2 小規模水道(山野田)、簡易水道使用料(法末・八王子)				・口径別、用途別の料金体系が異なる。 ・水道使用料のみ...長岡市、中之島町、小国町 水道使用料とメーター使用料...越路町、三島町、山古志村 中之島町及び三島町は給水区域が異なり料金が統一できないため、別途検討する必要がある。 参考：(25m ³ /月)4,280円(口径13mm)			
口径	料金			口径	料金			固定料金		水量料金					
13mm	100円			13mm	80円			水量	料金	8m ³ を超え50m ³ まで					
20mm	200円			20mm	130円					1m ³ につき		170円			
25mm	300円			25mm	160円					50m ³ を超え100m ³ まで		1m ³ につき		150円	
30mm	500円			30mm	260円					100m ³ 以上		1m ³ につき		130円	
40mm	900円			40mm	400円										
40mmを超えるもの	2,000円			50mm	1,300円										
与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けているため、与板町外2ヶ町村水道企業団の料金表。 水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。 消費税は含まれていない。 参考：(25m ³ /月)4,500円(口径13mm)				簡易水道使用料とメーター使用料を合わせたものが水道料金。 消費税は含まれていない。 参考：(25m ³ /月)5,080円(口径13mm)				消費税は含まれていない。							

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月20日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
23 水道・ガス		01 上水道		01 業務関係		04 水道の加入金	
長岡市		中之島町		越路町			
メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額	メーターの口径	加入金の額		
13mm	55,000円	13mm	25,000円	13mm	60,000円		
20mm	128,000円	20mm	60,000円	20mm	60,000円		
25mm	220,000円	25mm	100,000円	25mm	70,000円		
30mm	330,000円	40mm	300,000円	30mm	80,000円		
40mm	660,000円	50mm	500,000円	40mm	100,000円		
50mm	1,080,000円	75mm	1,200,000円	50mm	120,000円		
75mm	2,900,000円	100mm	2,500,000円	75mm	250,000円		
100mm	5,440,000円	150mm	管理者が別に定める額	100mm	500,000円		
150mm以上	管理者が別に定める額 (消費税は含まれていない。)	(消費税は含まれていない。) 見附市より給水を受けているため、見附市の料金表。		(消費税は含まれていない。)			
三島町		山古志村		小国町		課 題	調 整 方 針 案
メーターの口径	加入金の額	一律 30,000円 (消費税は含まれていない。)		メーターの口径	加入金の額	・加入金の額が異なる。 中之島町及び三島町は給水区域が異なり加入金が統一できないため、別途検討する必要がある。	新基準を創設し統一する。ただし、合併年度は現行どおりとし、それに続く3年から5年を目途に統一する。
13mm	50,000円			20mm	60,000円		
20mm	90,000円			25mm	100,000円		
25mm	150,000円			30mm	140,000円		
30mm	230,000円			40mm	250,000円		
40mm	300,000円			75mmまで	850,000円		
50mm	400,000円			私設消火栓	30,000円		
75mm	600,000円			(消費税は含まれていない。)			
75mmを超えるもの	企業長が別に定める額 (消費税は含まれていない。)						
(消費税は含まれていない。) 与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けているため、与板町外2ヶ町村水道企業団の加入金表。							

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月20日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
23 水道・ガス	01 上水道	01 業務関係	18	水道メーターの検針サイクル及び水道料金の納付
長岡市	中之島町	越路町		
1 検針サイクル 隔月検針 (市内を東西に2分割し隔月に検針。) 2 料金の納付 隔月納付	1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 見附市より給水を受けている。	1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 与板町外2ヶ町村水道企業団より給水を受けている。	1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付	1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付	・長岡市のみ隔月検針で隔月納付。 ・越路町については公営ガスが供給されているため、検針サイクルや料金納付について長岡市に統一することが困難である。 中之島町及び三島町は給水区域が異なり検針サイクル等が統一できないため、別途検討する必要がある。	長岡市の制度に統一する。なお、公営ガス対象地区(越路町)は現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月20日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
23 水道・ガス	03 ガス	01 業務関係	03 ガス料金

長岡市	中之島町	越路町																									
民間供給	民間供給 一部の地域は見附市から供給を受けている。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1カ月の使用量</th> <th>基本料金</th> <th>従量単価</th> </tr> <tr> <td>0m³から25m³まで</td> <td>600円</td> <td>84.00</td> </tr> <tr> <td>25m³を超え250m³まで</td> <td>680円</td> <td>80.80</td> </tr> <tr> <td>251m³以上</td> <td>1,590円</td> <td>77.17</td> </tr> </table> (見附市の料金表) (消費税は含まれていない。) 参考：(25m ³ /月)2,700円	1カ月の使用量	基本料金	従量単価	0m ³ から25m ³ まで	600円	84.00	25m ³ を超え250m ³ まで	680円	80.80	251m ³ 以上	1,590円	77.17	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1カ月の使用量</th> <th>基本料金</th> <th>従量単価</th> </tr> <tr> <td>0m³から25m³まで</td> <td>640円</td> <td>98.17</td> </tr> <tr> <td>25m³を超え250m³まで</td> <td>680円</td> <td>96.57</td> </tr> <tr> <td>251m³以上</td> <td>1,498円</td> <td>93.30</td> </tr> </table> (消費税は含まれていない。) 参考：(25m ³ /月)3,094円	1カ月の使用量	基本料金	従量単価	0m ³ から25m ³ まで	640円	98.17	25m ³ を超え250m ³ まで	680円	96.57	251m ³ 以上	1,498円	93.30	
1カ月の使用量	基本料金	従量単価																									
0m ³ から25m ³ まで	600円	84.00																									
25m ³ を超え250m ³ まで	680円	80.80																									
251m ³ 以上	1,590円	77.17																									
1カ月の使用量	基本料金	従量単価																									
0m ³ から25m ³ まで	640円	98.17																									
25m ³ を超え250m ³ まで	680円	96.57																									
251m ³ 以上	1,498円	93.30																									

三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1カ月の使用量</th> <th>基本料金</th> <th>従量単価</th> </tr> <tr> <td>0m³から25m³まで</td> <td>540円</td> <td>106.50</td> </tr> <tr> <td>25m³を超え250m³まで</td> <td>550円</td> <td>106.10</td> </tr> <tr> <td>251m³以上</td> <td>563円</td> <td>106.05</td> </tr> </table> (消費税は含まれていない。) 参考：(25m ³ /月)3,202円 三島町・与板町ガス企業団より供給を受けているため、三島町・与板町ガス企業団の料金表。	1カ月の使用量	基本料金	従量単価	0m ³ から25m ³ まで	540円	106.50	25m ³ を超え250m ³ まで	550円	106.10	251m ³ 以上	563円	106.05	民間供給	民間供給	・一市町村単独経営は越路町のみである。 中之島町及び三島町はガスの供給区域が異なり料金が統一できないため、別途検討する必要がある。	現行どおりとする。
1カ月の使用量	基本料金	従量単価														
0m ³ から25m ³ まで	540円	106.50														
25m ³ を超え250m ³ まで	550円	106.10														
251m ³ 以上	563円	106.05														

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月20日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
23 水道・ガス		03 ガス		01 業務関係		14 ガスメーターの検針サイクル及びガス料金の納付	
長岡市		中之島町		越路町			
民間供給		民間供給 一部の地域は見附市から供給を受けている。 1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付		1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付			
三島町		山古志村		小国町		課題 調整方針案	
1 検針サイクル 毎月検針 2 料金の納付 毎月納付 三島町・与板町ガス企業団より供給を受けている。		民間供給		民間供給		・一市町村単独経営は越路町のみである。 中之島町及び三島町はガスの供給区域が異なり検針サイクル等が統一できないため、別途検討する必要がある。	
						現行どおりとする。	